

米子北高等学校 教務内規（抜粋）【令和3年度以前入学生用】

第2章 考查

- 第8条 定期考查は、中間・学期末考查とする。但し、3学期の中間考查は行わない。
- (1) 授業時間数その他止むを得ない事情がある場合には、各学期の定期考查のうち1回に限り、教科会議にはかって実施しないこともできる。
 - (2) 実技を主とする科目においては、教科・科目の性格上、日常の学習状況・実技テスト・作品の提出などをもって観点別評価を行い定期考查にかえることもできる。観点別評価の内容は、各教科会議、教育課程委員会、評価検討委員会において協定するものとする。
- 第9条 受験しながら答案を提出しなかった場合は、当該科目を0点とする。
- 第10条 考查中不正行為を行った者に対しては、当該科目を0点とし、かつその考查中に受けた他の考查の得点は50%に減点する。
- 第11条 生徒が考查を欠いた場合は、「考查欠席届」（様式4）を、学級担任を経て提出しなければならない。
- 第12条 考查を欠いた者には再試験（振り替えての考查）を行わない。
- 第13条 考查を欠いた場合の見込点は、本人の当該学期の考查得点と科目平均点との割合を基準として、次の割合によって与える。
- | | |
|----------------------------------|----------|
| (1) 公認欠席者 | 100%～80% |
| (2) その他正当な理由で考查を欠いた者 | 100%～80% |
| (3) 教育的指導または懲戒処分により考查を欠いた者 | 50% |
| (4) 考查欠席届を提出しない者（できない者） | 0% |
| (5) その他特別の場合については、その都度職員会議で決定する。 | |
- 第14条 ある科目について、各学期に行う考查を全て欠いた場合、次のように定める。
- (1) 1つの学期に行う考查を全て欠いた場合は、その学期のその科目の成績は、評価しないでおくことができる。この場合、その学年の他の2つの学期の素点を基準として、第13条に準じて見込点を与えた後、学年成績を評価する。
 - (2) 3学期を含む2つの学期に行う考查を全て欠いた場合は、3学期の成績を査定するに足る程度の課題等を提出させなければならない。その評価により3学期の見込点を与えた後、(1)に準じて学年成績を評価する。ただし、公認欠席及びその他の正当な理由がなく、3学期の考查を欠いた場合は、3学期の見込点は0点とする。
 - (3) 3学期を含まない2つの学期に行う考查を全て欠いた場合は、それらの学期の見込点は0点とする。
 - (4) 特別な事例が生じた場合は、その都度審議し、職員会議において決定する。

第3章 学習成績の評定

- 第15条 学習成績の評定は、平素の学習状況及び考查の成績に基づき、次のとおりとする。第1学年普通科及び、第2・第3学年の同一コース内では、同一試験問題で考查をすることを原則とする。
- (1) 評定は5段階法をもってあらわし、その配分は100点を満点とし、次の基準を原則とする。

評定	5	4	3	2	1
A	(100～80点)	(79～65点)	(64～40点)	(39～30点)	(29～0点)
B	(100～75点)	(74～60点)	(59～40点)	(39～30点)	(29～0点)

A, Bの運用については別に定める。
 - (2) 各学期の考查点・平常点の配分はそれぞれ80点・20点とし、計100点満点とする。平常点の内容は、各教科会議において協定するものとする。
 - (3) 各学期の平均点は、60点程度になるよう配慮する。
 - (4) 成績伝票（様式5）に記載する各学期の成績は、100点を満点とする素点を記入する。但し、第3学年の第1・第2学期については評定点も記入する。学年成績は、各学期の素点の合計（300点満点）を3で除した100点を満点とする素点（端数は切り上げる）と評定点を記入する。

第 28 条 総合的な学習の時間については、教務部が別途提示する「総合学習の時間数」に基づき、次の基準により認定する。

- (1) 各学年の総時間数の3分の2以上の出席時数をもつこと。
- (2) 学習態度が著しく不良でないこと。

第 29 条 学年成績において評定1の科目については、次項の取り決めをおこなう。

評定1の科目数が、履修科目数の4分の1以下の者については、職員会議に諮り必要ありと認められた場合、追考査を行い、その結果により認定・不認定を決定する。認定の場合、評定は2とする。

第 30 条 欠席時数については、次項の取り決めをおこなう。

欠席時数が授業時数の5分の1を越える科目がある者は職員会議に諮る。欠席時数が授業時数の5分の1を越え3分の1を越えない科目で、正当な理由による欠時と認める者には、追指導を行い、その結果により認定・不認定を決定する。

第 31 条 追考査及び追指導は次によって行い、その結果を職員会議に諮る。

- (1) 追考査は学期ごとに行うものとする。但し、第1・第2学期は欠点者全員が受験することを原則とし、その結果により最高30点を限度として与える。第3学期は本章第29条に従って行う。
- (2) 追指導は学年末に行うものとする。
- (3) 本章第29条において追考査を認められた者は、指示された日までに「追考査受験許可願」(様式7)を、保護者連署のうえ学校長に提出しなければならない。
- (4) 追指導を認められた者は、指示された日までに「追指導受講許可願」(様式8)を、保護者連署のうえ学校長に提出しなければならない。

第 32 条 次の場合は、単位を認めない。

- (1) 第29条に該当しない場合の評定1の科目及び同条により追考査を行った結果、不認定とされた科目。
- (2) 欠席時数が授業時数の3分の1を越えた科目。
- (3) 第30条に該当しない科目及び同条により追指導を行った結果、不認定とされた科目。
- (4) 職員会議の結果、学習態度が著しく不良であると認められた科目。

第6章 修了・卒業・原級留置

第 33 条 次に該当する者は、定められた課程を修了したものとみなさず、原級留置とする。但し、(3)のイ・ウについては、職員会議に諮り、正当な理由によるものと認められる者には修了を認定する。

- (1) 休学者。
- (2) 不認定の科目がある者。
- (3) 出席状態が不良で、次に該当する者。
 - ア. 欠席日数が授業日数の3分の1を越える者。
 - イ. 遅刻回数(始業時のショート・ホームルームの欠席:欠席日数分を含まない)が授業日数の7分の1を越える者。
 - ウ. 早退回数が授業日数の10分の1を越える者。

第 34 条 編・転入学者の前籍校における修得単位数の合計は、これが修了・卒業の資料とされる場合に限り、「読替え」の如何にかかわらず、本校所定の最高単位数までとする。

第 35 条 学校長は、生徒が学校において定めた教育課程にしたがい、毎学年本校所定の単位を修得し、特別活動を履習した者に、修了及び卒業を認定する。前記事項を満たさざる者については、職員会議に諮り審議の上、認定・不認定を決定することができる。